

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
(1)	停職 6 月	市立中学校 教諭 (33 歳)	令和 8 年 3 月 14 日（土）午前 2 時頃まで南海高野線堺東駅近くの飲食店で飲酒した後、午前 4 時頃、堺市南区内において自転車を蛇行運転していたことから、巡回中の警察官に職務質問を受けた後、任意同行を求められたもの。 警察の捜査を受けた結果、当日午前 2 時 40 分頃、堺東駅近くの時間貸し自転車駐輪場に無施錠で駐輪されていた自転車の駐輪代を精算し、窃取したことを認めた。同年 7 月 16 日（木）に窃盗の容疑で書類送検され、同年 7 月 22 日（水）に不起訴処分となった。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当
(2)	停職 6 月	市立小学校 講師 (23 歳)	令和 8 年 7 月 15 日（水）午前 7 時 45 分頃、通勤電車内で、面識のない 10 代の女性の太ももを触り、私服警官に呼び止められ、任意同行を求められたもの。 同日、大阪府迷惑防止条例違反の容疑で逮捕され、上記の痴漢行為のほか、同年 5 月上旬以降に 3 度ほど、朝の通勤電車内で揺れに乗じて同じ女性に身体を過度に密着させたことを認めた。同年 8 月 4 日（火）に処分保留で釈放された。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

※（2）の被処分者は、懲戒処分日付で依願退職した。

2 処分日

令和 8 年 8 月 14 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--